

利根町告示第57号

平成27年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月27日

利根町長 遠山 務

1. 招集の日 平成27年12月8日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 7 年 第 4 回 利 根 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 8	火	本 会 議	開会 提出議案説明 質疑・常任委員会付託	午前10時
2	12. 9	水	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
3	12. 10	木	本 会 議	一般質問（3人）	午後1時
4	12. 11	金	委 員 会	付託審査（厚生文教常任委員会）	午前10時
5	12. 12	土	休 会	議案調査	
6	12. 13	日	休 会	議案調査	
7	12. 14	月	本 会 議	質疑・討論・採決 委員長報告・質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成27年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成27年12月8日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	石井公一郎君	7番	坂本啓次君
2番	新井滄吉君	8番	高橋一男君
3番	石山肖子君	9番	今井利和君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	五十嵐辰雄君
6番	船川京子君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
教 育 長	杉山英彦君
総 務 課 長	高野光司君
企 画 財 政 課 長	清水一男君
税 務 課 長	石川篤君
住 民 課 長	井原有一君
福 祉 課 長	石塚稔君
保健福祉センター所長	秋山幸子君
環 境 対 策 課 長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	大野敏明君
経済課長兼農業委員会事務局長	大越直樹君
都 市 建 設 課 長	鬼澤俊一君
会 計 課 長	菅田哲夫君
学 校 教 育 課 長	岩戸友広君
生 涯 学 習 課 長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

書 記 宮 本 正 裕
書 記 飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

1 番 石 井 公 一 郎 君
2 番 新 井 滄 吉 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成27年12月8日（火曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第57号 利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第58号 利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 日程第6 議案第59号 利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第60号 利根町防災会議条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第61号 利根町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第11 議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第65号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第66号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第67号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第70号 利根町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

日程第19 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第20 議員派遣の報告

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の件

日程第3 議案第56号

日程第4 議案第57号

日程第5 議案第58号

日程第6 議案第59号

日程第7 議案第60号

日程第8 議案第61号

日程第9 議案第62号

日程第10 議案第63号

日程第11 議案第64号

日程第12 議案第65号

日程第13 議案第66号

日程第14 議案第67号

日程第15 議案第68号

日程第16 議案第69号

日程第17 議案第70号

日程第18 請願第1号

日程第19 利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第20 議員派遣の報告

午前10時00分開会

○議長（井原正光君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（井原正光君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

閉会中において、会議規則第127条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣したので報告します。

次に、監査委員から平成27年8月分から平成27年10月分の現金出納検査の結果について

報告がありましたので、その写しをお手元に配付してあります。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、

1番 石井公一郎 議員

2番 新井滄吉 議員

を指名いたします。

○議長（井原正光君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの通算7日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの7日間に決定いたしました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

○議長（井原正光君） 審議に入るに当たり、町長から行政報告及び本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

遠山 務町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 皆さんおはようございます。それでは、総括説明を行います。

平成27年第4回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用中のところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提出議案の総括説明に先立ちまして、町政等の一端を申し上げたいと思えます。

最初に国内情勢ですが、内閣府は景気の基調判断の中で、9月以降につきましても緩やかな回復基調が続いているという見方をしております。

総務省が10月27日に発表した10月の完全失業率は、前月から0.3ポイント低下し3.1%と、20年3カ月ぶりに低い水準であり、一方で厚生労働省が同日発表した10月の有効求人倍率は前月と比べ横ばいではありますが1.24倍と、23年9カ月ぶりに高水準を維持しており、これらの指標を見る限りでは、景気の上向き傾向が続いていることを感じ取ることができます。

しかしながら、基礎自治体である市町村を取り巻く状況は、さきの三位一体改革による地方交付税の削減や市町村民税の減少、また、一方で社会保障関係経費の増加などで、依然として厳しい状況が続いております。

現在、こうした厳しい状況の中、元気なまちづくりを推進していくとともに、さらなる財政の効率化や健全化を考慮した行政運営のあり方が求められているのも事実でございます。引き続き、経済情勢また国や県などの動向にも注視しながら、なお一層、気を引き締め、住民の皆様方のニーズに合った町政運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解とご協力をお願いいたします。

ここで、当町における昨今の主な事業の進捗等についてご報告申し上げます。

まず、町制施行60周年記念事業関係ですが、本年2月15日の駅伝大会を皮切りに、10月下旬から11月上旬にかけてはお宝鑑定団や地場産業フェスティバル記念式典など、盛大にイベントを開催することができました。議員の皆様には60周年記念式典挙行の際には、何かと大変ご多用中のところご参列を賜り、この場をおかりして心より厚く御礼を申し上げます。

また、60周年記念事業では、実施期間が今年度末まででございますが、11月27日に開催した「もの忘れ予防いきいき大集会」をもちまして、計画した町主催の事業は全て終了しております。

各種団体の皆様主催による協賛事業がまだ幾つか残されておりますが、この1年を通じ、議員の皆様にもご協力を得ながら順調かつ盛会に完了できましたことを、この場をおかりしまして、重ねて御礼を申し上げます。

続きまして、地方創生地方版総合戦略関係についてご報告いたします。

地方版総合戦略である利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、役場幹部職員で構成するまち・ひと・しごと創生本部で調査検討を行い、また、外部有識者、住民代表から構成されるまち・ひと・しごと創生推進協議会では、活発なご意見などが行われてまいりました。さらに議会の皆様に対しましては、全員協議会の場でご説明をさせていただき、ご意見を拝聴しまして総合戦略案及び人口ビジョン案が概ね固まったところでございます。

現在、12月末のパブリックコメント実施を目指し、事務を進めているところでございますが、パブリックコメント実施の前には、再度、議員の皆様に対しましてご説明を行う予定でございます。

次に、福祉関係ですが、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の給付状況についてご報告いたします。いずれの給付金も第1回目の支払いを10月15日に開始、最近では11月26日に第4回目の支払いを行ったところでございます。支給済み総額でございますが、臨時福祉給付金については2,323人分で1,393万8,000円、子育て世帯臨時特例給付金については1,399人分で419万7,000円であり、いずれの給付金も個別通知を差し上げました84%以

上の方への給付を完了しております。

次に、児童クラブ関係ですが、布川小学校の児童クラブ教室新築工事につきましては、給食室東側の布川小敷地内に建設いたしますが、既に着工しており、27年度末には完成いたします。

また、文間小児童クラブ教室の新築工事につきましては、現在、駐車場として使用しております敷地に建設を予定しており、28年度中の新築工事に向け、今年度内に設計業務を完了することで準備を進めているところでございます。

続いて、新型インフルエンザ対策関係ですが、11月27日に職員を対象とした新型インフルエンザ等対策連絡訓練を行いました。この連絡訓練は、鳥インフルエンザ感染者が国内、県内で発生し、政府対策本部から緊急事態宣言が発令されたと想定し実施したもので、庁舎内の初動態勢を組む時点までの訓練を行ったものであります。これからインフルエンザの流行期になりますが、防疫対策につきましては、国や県の情報を注視し、事態の急変におくれのない対応がとれるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、商工関係でプレミアム商品券についてですが、利根町内プレミアム商品券については、プレミアム率20%とし利根町商工会に発行を依頼し、7月1日から発行を開始しました。当初1万2,000セットの商品券は10日余りで完売しております。最終的にはシニアカード、キッズカード利用の購入が見込みを大きく下回ったことから、一般分の追加発行として2,500セットを販売し、総発行数1万4,500セット、額にして1億7,400万円となりました。これらが全て地元の商店で消費されますと、多大な経済効果になるものと考えております。

続きまして、道路の整備状況ですが、都市再生整備計画事業を5カ年の年次計画で引き続き実施しております。この事業のことしの進捗状況ですが、羽根野台地区、押戸地区、大房地区の道路修繕工事につきましては、今月末には全ての工事が完了する予定でございます。

また、町道112号線の道路改良工事につきましては、用地確保が完了しましたので、10月に工事を発注し、現在、附帯工事を実施しているところでございます。今後は改良工事に着手するという予定でございます。

次に、押付地区河川防災ステーション事業関係ですが、去る9月25日に国土交通大臣を初め、関係機関へ出向き、早期建設の要望をしたところであり、また、水防センター建築に係る進捗状況ですが、10月末に実施設計業務の委託契約を締結しております。

また、防災関係では、今後年明け2月ごろでございしますが、大きな地震発生を想定した職員による防災訓練の実施を予定しております。

次に、教育関係でございしますが、さきの臨時議会におきまして布川小学校と利根中学校の大規模改造（1期）の契約のご承認をいただき、早速工事に取りかかっております。

また、2期工事として残された内部改修やトイレ改修工事などにつきましては、来年度

補助採択を受けられるよう、9月25日に文部科学省に赴き、大臣を初め関係各位に要望活動を行いお願いをしてきたところであり、現在、来年度2期工事の実施に向け、工事費を含めた予算編成に取り組んでいるところでございます。

以上、簡単ではありますが、主な事業の進捗状況等について申し上げます。

それでは引き続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明に入ります。

今期定例会におきましては、条例改正が6件、条例制定が2件、補正予算が6件、人事案件が1件の合計15件のご審議をお願いするものでございます。

議案第56号は、利根町課等設置条例の一部を改正する条例で、さらなる子育て支援充実のため、新たに子育て支援課を設置するとともに、企画財政課にシティプロモーション係を設置したく、行政組織を改めたいので提案するものであります。

議案第57号は、利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例で、民間の知識を活用したシティプロモーションの強化に向け採用する任期付き職員の給与等を整備したいので提案するものであります。

議案第58号は、利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例で、法に基づく個人番号の利用に関する条例を新たに制定したいので提案するものであります。

議案第59号は、利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する特定個人情報保護評価を実施するため、条例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第60号は、利根町防災会議条例の一部を改正する条例で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部改正に伴い、条例の関係規定を改めたいので提案するものであります。

議案第61号は、利根町税条例等の一部を改正する条例で、地方税法の一部を改正する法律の施行及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の規定を改めたいので提案をするものであります。

議案第62号は、利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を改めたいので提案するものであります。

議案第63号は、利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例で、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法などが変更されたことから、政令で定める基準に従い、農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めたいので提案するものであります。

議案第64号は、平成27年度利根町一般会計補正予算(第4号)で、歳入歳出それぞれ5,663万7,000円を追加し、総額を62億6,402万円とするものであります。

議案第65号は、平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)で、事業勘

定の歳入歳出にそれぞれ1,150万円を追加し、総額を28億4,588万4,000円とするものであります。また、施設勘定については債務負担行為を補正するものであります。

議案第66号は、平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ304万円を追加し、総額を2億7,864万6,000円とするものであります。

議案第67号は、平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を追加するものであります。

議案第68号は、平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ914万6,000円を追加し、総額を13億8,812万5,000円とするものであります。

議案第69号は、平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ834万4,000円を追加し、総額を3億3,997万2,000円とするものであります。

議案第70号は、利根町教育委員会委員の任命についてで、利根町大字布川253番地347、村上盛一氏を利根町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めます。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から説明させたいと思いますので、お手元の議案書等によりご審議の上、適切な議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（井原正光君） 報告及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（井原正光君） 日程第3、議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例から日程第10、議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例までの8件を一括議題にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第3、議案第56号から日程第10、議案第63号までの8件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第56号から議案第60号について、高野総務課長。

〔総務課長高野光司君登壇〕

○総務課長（高野光司君） それでは、議案第56号 利根町課等設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありますとおり、現在、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略を策定する中で、人口減少対策としての当町における最も重要な取り組みは子育て環境の整備であり、子育て支援窓口の一元化とわかりやすい行政サービスの提供とともに、町の魅力情報を町内外へ効果的に発信し、移住・定住に向けた

プロモーション活動を展開していくことが主要な取り組みとなることから、さらなる地域の子育て支援の充実を図るため、新たに子育て支援課を設置するとともに、企画財政課にシティプロモーション係を設置したく、行政組織を改めたいので提案するものであります。

それでは新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。

初めに、第1条は課等の設置でありまして、福祉課と保健福祉センターの間に子育て支援課を加えるものであります。

第2条は課等の分掌事務でありまして、次のページにあります企画財政課の分掌事務の第12号としてシティプロモーションに関することを加えるものであります。

また、福祉課の第2号の児童福祉に関することを削除するものであります。

また、新たに福祉課の第5号の次に子育て支援課を設置し、第1号として子育て支援の総合調整に関すること。第2号として児童福祉に関することを加えるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第57号 利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にもありましたとおり、利根町の知名度やイメージの向上を図るため、平成28年度より民間の知識を活用したシティプロモーションの強化に向け採用する任期付き職員の給与等を整備したいので提案するものであります。

新旧対照表でご説明申し上げます。

初めに、第1条は趣旨でありまして、地方公務員法第24条第6項の規定を追加いたしまして、任期付き職員の給与等を条例で定めるため改正するものであります。

第4条は短時間勤務職員の任期を定めた採用でありまして、今回の採用につきましては直接関係はございませんけれども、上位法の改正に伴い、採用要件の条番号の追加訂正をするものであります。

次のページにあります第7条第1項は給与の特例でありまして、今回採用予定の任期付き職員の給与を定め、第2項において、その基準を規則に定め改正するものであります。

また、第3項においては、特に顕著な業務を上げた職員には、業績手当という手当を支給できるよう改正するものであります。

第8条は給与条例の適用除外でありまして、第1項において一般職に適用する職務の級、給料表、初任給、昇格、昇給等の基準、並びに給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、また時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、勤勉手当は支給しないという改正でございます。

第2項は一般職に支給する勤勉手当を適用しないため、期末手当の一般職の給付率をそれぞれ読み替え改正するものであります。

第9条は規則への委任規定でありまして、今回添付いたしました参考資料2の規則を制定する予定となっております。附則につきましては、この条例は平成28年4月1日から

施行するものであります。

続きまして、議案第58号 利根町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましても、提案理由にありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号の利用に関する条例を新たに制定したいので提案するものであります。

それでは、条項に基づきましてご説明申し上げます。

第1条は趣旨でありまして、番号法第9条第2項の規定により町が独自利用する事務、主に福祉、保健、もしくは医療その他、社会保障、地方税または防災に関する事務その他これらに関する事務であって条例で定めるもの、いわゆる法定利用事務の上乗せ、横出し事務がこれに当たるものであります。これにおける個人番号の利用に関する必要な事項を定めることを規定するものであります。

第2条は定義でありまして、条例中の用語の意義について規定するものであります。

第1号は個人番号でありまして、平成27年10月以降に配布されます12桁の個人番号となっております。

第2号は特定個人情報でありまして、個人番号を内容に含む個人情報となっております。

第3号は個人番号利用事務実施者でありまして、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号を利用する事務の全部または一部の委託を受けた者となっております。

第4号は情報提供ネットワークシステムでありまして、行政機関の長及び地方公共団体情報システム機構の利用する電子計算機を相互に電気通信回路で接続した電子情報処理機構でありまして、総務大臣が設置し管理するものとなっております。

第5号は実施機関でありまして、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産税評価審査委員会及び議会となっております。

第3条は町の責務でありまして、独自利用事務において個人番号の独自利用を規定するものであります。

次のページをお願いします。

第4条は個人番号の利用の範囲を規定するものであります。第1項は町の独自利用事務、番号法第9条第2項の条例で定める事務として、別表第1及び別表第2の事務があり、また、法定利用事務として番号法別表第2に掲げる事務があることを規定するものであります。

第2項は町の独自利用事務で、利用できる特定個人情報、これは住民票関係情報、地方税情報、国民健康保険関係情報等の範囲について規定するものであります。

第3項は法定利用事務で、利用できる特定個人情報の範囲について規定するものであります。

第4項は、条例で規定する事務として、情報連携による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例などの規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務づけられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定するものであります。

第5条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

附則といたしまして、この条例は平成28年1月1日から施行するものであります。

別表第1は、独自利用事務として個人番号を利用する事務を規定するものであります。利根町においては1件ありまして、利根町医療福祉費支給に関する条例に規定する医療福祉費の支給及び支給制限に関する事務であって規則で定めることとなっております。

別表第2は独自利用事務で、町内で情報連携をする事務について規定するものであります。これは別表第1に掲げたもので、情報を連携する特定個人情報は住民票、地方税、国民健康保険及び後期高齢者医療に関する情報であって規則で定めることとなっております。

続きまして、議案第59号 利根町情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましても、提案理由にもありますとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条の規定による特定個人情報保護評価を実施するため、条例を改めたいので提案するものであります。

それでは新旧対照表でご説明申し上げます。

第1条は設置でありまして、第2項として実施機関の諮問に応じて審議し、または意見を述べるができることを追加するものであります。

第3条は所掌事項でありまして、第4項として、特定個人情報保護評価の調査審査をすることを追加するものであります。

附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第60号 利根町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由にもありますとおり、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置条例の一部改正に伴い、消防本部の組織名称が変更されたことから、利根町防災会議条例の関係規定を改めたいので提案するものであります。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第3条第5項は委員の委嘱及び任命でありまして、第8号の稲敷地方広域市町村圏事務組合消防長を稲敷広域消防本部消防長に改めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第61号について、石川税務課長。

〔税務課長石川 篤君登壇〕

○税務課長（石川 篤君） それでは、議案第61号 利根町税条例等の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

これは、189回通常国会において法案提出され、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、町条例においても税制の改正の必要があることから、本年3月31日に専決処分を行い、第1回利根町臨時議会で承認をいただきました平成27年度税制改正関連の改正でございます。

第1条の利根町税条例の一部改正の趣旨は、平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることとなり、平成27年度税制改正において地方税法が改正されました。

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴収基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法、申請による換価の猶予に係る申請期限、徴収猶予及び申請による換価の猶予に係る申請書の記載事項及び添付書類並びに申請書及び添付書類の訂正期限について、利根町税条例に規定を追加するものです。

この改正につきましては、茨城県及び近隣市町村との条例整備内容の整合性が必要であったこと、また、平成28年4月1日から施行することに伴い、条例改正後の周知期間の確保が必要となることなどを踏まえ、今回提案するものです。

第2条の利根町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の趣旨は、平成27年度税制改正に伴い、本年3月31日に専決処分を行った条例につきまして、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成27年総務省令第85号が平成27年9月30日に公布されたことに伴い改正するもので、公布の日から施行するものです。

それでは、改正内容につきまして、議案第61号参考資料、利根町税条例新旧対照表でご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第1条、利根町税条例（昭和39年利根町条例第83号）の一部改正からご説明申し上げます。

第8条関係は、地方税法にて徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付方法等については、地方団体の条例で定めることとなったため、条例に規定を追加するものです。

第8条第1項は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付について、猶予を受ける者の財産状況その他の事情から見て、合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができると規定するものです。

なお、地方税法第15条の徴収猶予とは、災害や病気及び事業の売上げの減少など、やむを得ない事情があり町税を一時に納付することができない場合、申請することにより、1年以内の期間に限り徴収を延長することができ、また、特別な事情があれば、もう1年延長することができるとするものです。

なお、猶予は法律に基づいた手続で、認められれば差し押さえなど滞納処分はされません。また、延滞税の年利が2分の1免除され、さらに災害など事情によっては全額免除となることも可能であり、いわゆる分納とは違うことをご承知願います。

第2項は、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分納して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする規定するものです。

第3項は、徴収の猶予を受けた者が、その納付期限までに納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認めるときは、分割納付の各納付期限ごとの納付金額を変更することができる規定するものです。

第4項は、第8条第2項の規定により、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めたときは、その旨、当該徴収の猶予を受けた者に通知しなければならないと規定するものです。

2ページをお願いします。

第5項は、第8条第3項の規定により、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときは、その旨、当該変更を受けた者に通知しなければならないと規定するものです。

続きまして、第9条関係は、地方税法にて徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長の手続等について規定され、申請書の記載事項及び添付書類等については、地方団体の条例で定めることとなったため、条例に規定を追加するものです。

第9条第1項は、地方税法第15条第1項の規定による徴収の猶予で、災害・事業の休業等的事实により一時に納付できない場合の申請書への記載事項で、第1号は一時に納付することができない事情の詳細、第2号は納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、第3号は猶予を受けようとする金額、第4号は猶予を受けようとする期間、第5号は分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、3ページをお願いします。第6号は猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考とするべき事項と規定するものです。

第2項は地方税法第15条第1項の規定による徴収の猶予で、災害・事業の休業等的事实により一時に納付できない場合の申請書の添付書類で、第1号は一時に納付することができない事実を証する書類、第2号は財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、第3号は猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後

の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、第4号は猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類と規定するものです。

第3項は地方税法第15条第2項の規定による徴収の猶予で、法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき金額が確定した場合において、一時に納付できないときの申請書の記載事項で、第1号は一時に納付することができない事情の詳細、第2号は第9条第1項第2号から第6号までに掲げる事項で、・納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、・猶予を受けようとする金額、・猶予を受けようとする期間、・分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考とすべき事項と規定するものです。

第4項は地方税法第15条第2項の規定による徴収の猶予で、法定納期限から1年を経過した日以後に納付すべき金額が確定した場合において、一時に納付できないときの申請書の添付書類の規定で、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とするもので、・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、・猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類とするものです。

第5項は地方税法第15条第3項の規定により徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項で、4ページをお願いいたします。第1号は猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額、第2号は猶予期間内に納付することができないやむを得ない理由、第3号は猶予延長を受けようとする期間、第4号は第9条第1項第5号及び第6号に掲げる事項で、・分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関して参考となるべき事項と規定するものです。

第6項は地方税法第15条第3項の規定により、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の添付書類で、第9条第2項第4号に掲げる書類で、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類と規定するものです。

第7項は徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長を申請する場合において、申請書または申請書添付書類について不備があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とすると規定するものです。

続きまして、第10条関係は、地方税法にて職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の手続等について規定され、書類の提出については地方団体の条例で定めるこ

ととなったため条例に規定を追加するものです。

ちなみに、地方税法第15条の5の換価の猶予とは、納税について誠実な意思を有する者が、町税を一時的に納付することにより、・この部分は差し押さえとか財産の公売執行した場合ですが、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があるというものです。

第10条第1項は、職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、猶予する金額を分割して納付する方法を原則として分割納付または分割納入と規定するものです。

第2項は職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、猶予する金額の分割納付計画の策定や変更について、徴収猶予の規定を準用すると規定するものです。

第3項は職権による換価の猶予または職権による換価の猶予期間の延長をする場合において、滞納者に対して財産目録、担保の提供に関する書類のほかに提出を求めることができる書類で、第1号は第9条第2項第2号から第4号に掲げる書類で、・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、・猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類。

第2号は分割納付または分割納入させるために必要となる書類と規定するものです。

5ページをお願いします。

第11条関係は、地方税法にて申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長の手續等について規定され、申請期限、申請書への記載事項及び添付書類等については地方団体の条例で定めることとなったため、条例に規定を追加するものです。

第11条第1項は申請による換価の猶予の申請期限を規定するもので、徴収金の納期限から6カ月以内にされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができるものと規定するものです。

第2項は、申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長をする場合に、猶予をする金額を分割して納付する方法を原則として分割納付または分割納入と規定するものです。

第3項は、申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長をする場合において、猶予する金額の分割納付計画の策定や変更について、徴収の猶予または徴収の猶予期間の延長の規定を準用すると規定するものです。

第4項は、申請による換価の猶予の申請書の記載事項で、第1号は一時に納付することにより事業の継続または生活の維持が困難となる場合の事情の詳細、第2号は第9条第1

項第2号から第4号及び第6号に掲げる事項で、・納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額、・猶予を受けようとする金額、・猶予を受けようとする期間、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考とすべき事項、第3号は分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額と規定するものです。

第5項は申請による換価の猶予及び申請による換価の猶予期間の延長を申請する場合の添付書類で、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類で、・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類、・猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類と規定するものです。

第6項は申請による換価の猶予期間の延長を申請する場合の申請書の記載事項で、第1号は第9条第1項第6号に掲げる事項で、・猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ猶予期間が3カ月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項、第2号は第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項で、・猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額、・猶予期間内に納付することができないやむを得ない理由、・猶予延長を受けようとする期間、第3号は第11条第4項第3号掲げる事項で、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額と規定するものです。

第7項は申請による換価の猶予または申請による換価の猶予期間の延長の申請をする場合において、申請書または申請書添付書類について不備があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とするものと規定するものです。

6ページをお願いします。

続きまして、第12条は、地方税法にて徴収の猶予、職権による換価の猶予または申請による換価の猶予をする場合において、担保を徴する必要がある場合として地方公共団体の条例で定めることとなったため、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3カ月以内である場合、または担保を徴することができない特別な事情がある場合とするものと規定するものです。

続きまして、利根町税条例等の一部を改正する条例（平成27年利根町条例第12号）の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほども申し上げましたが、本年3月31日に専決処分を行い、第1回利根町臨時議会で承認をいただきました条例改正を、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年総務省令第85号）が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。下線の部分が改正するところがございます。

第1条の左側の現行条例の下線部分の第2条第3号及び第4号は用語の意義で、納付書

の記載事項について、社会保障・税番号制度の導入に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律である番号法改正に伴う所要の措置で改正しました改正規定を削除するものです。

次に、社会保障・税番号制度の導入に当たり、番号法改正に伴い法人番号の整備を行った町民税の申告についての第36条の2第9項の改正規定において、「法人番号」の次に（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）を加えるものです。

7ページをお願いいたします。

申請書等に記載する氏名または名称について、個人番号または法人番号の規定の整備を行った家屋の専用部分の床面積の割合の補正の方法の申出書について第63条の2第1項1号の改正規定において、「または法人番号」の次に（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）を加えるものです。

同じく、申請書等に記載する氏名または名称について、個人番号または法人番号の規定の整備を行った軽自動車税の減免についての第89条第2項第2号改正規定において、「いう。」の次に「以下この号及び」を、「又は法人番号」の次に（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号においては同じ。）を加えるものです。

次に、特別土地保有税の減免申請書に記載する納税義務者の氏名または名称について、個人番号または法人番号等の規定の整備を行った第139条の3第2項第1号の改正規定において、「又は法人番号」の次に（同条第15条に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）を加えるものです。

8ページをお願いいたします。

附則（施行期日）第1条第4号の下線部分の「第2条第3号及び第4号、」を削除するものです。これは先ほど説明いたしました6ページ中ほどに記載の、第2条第3号及び第4号の改正規定が整備されたことに伴い削除するものです。

次に、右欄の改正後の下段部分に記載の附則の（施行期日）第1条は、第1条の利根町税条例の一部改正の規定は平成28年4月1日から、第2条の利根町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の規定は公布の日から施行するとするものです。

9ページをお願いいたします。

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）第2条は、第1条の利根町税条例の一部改正の施行期日までの経過措置について経過規定をするもので、平成28年4月1日以後に申請されたものに適用し、平成28年4月1日以前に申請されたものは改正前と同様に適用されるとするものです。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第62号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務

長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○**保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君）** それでは、議案第62号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

この改正につきましては、提案理由にも記載のとおりでございますが、地方税法等の改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用について、利根町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

国民健康保険税の減免において、条例第25条第2項第1号の「氏名及び住所」を改め、「氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号」に改正するもので、減免申請書に個人番号の記載をしようとして、個人を識別するために番号の利用をするものでございます。

また、附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものでございます。

議案第62号の説明につきましては、以上でございます。

○**議長（井原正光君）** 次に、議案第63号について、大越経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長大越直樹君登壇〕

○**経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君）** それでは、議案第63号 利根町農業委員会の委員等の定数に関する条例につきまして補足してご説明いたします。

提案理由にもありますとおり、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員の選出方法などが変更されたことから、政令で定める基準に従い、農業委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めたいので提案するものであります。

初めに、条例制定の背景と農業委員会等に関する法律の主な改正点につきましてご説明させていただきます。

国は平成26年に閣議決定された規制改革実施計画及び改定農林水産業地域の活力創造プランを踏まえまして、農業委員会等に関する法律を改正いたしました。改正農委法における農業委員会に関する改正は、農地利用の最適化、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、これらに重点を置き、これらの業務を積極的に展開するために農地利用最適化推進委員の創設や農業委員会の実務的機能を強化するための見直しをしたものであります。

改正に係る主なものは、1点目として農業委員の選出方法が見直されたこと、2点目として農業委員の過半は認定農業者とする規定が新設されたこと、3点目として農地利用最適化推進委員が新設されたこと、4点目として関係行政機関に対する農業委員会の意見提出が義務づけられたこと、これらのことが大きく変わることになります。

その中でとりわけ農業委員の選出方法については、選挙制度の廃止及び団体推薦を取りやめ、農業者等からの推薦や公募により候補者を募集し、議会の同意を得た上で町長が任命することになりました。

また、新たな委員、農地利用最適化推進委員が創設されました。この委員は農業委員会の指揮のもとで、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進、各地域における農地利用の最適化、担い手の育成・発展の支援、これらを推進する農地利用最適化推進委員を設置することになりました。

以上のことが改正の主なものでございます。

それでは、条例についてご説明いたします。

今回の条例制定の目的は、改正されました農業委員会等に関する法律及び関連政省令に基づき新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の新規制定にあわせて、農地利用最適化推進委員の報酬額や選挙制度による定数条例の廃止など、既存条例の改廃をするものであります。

条例の第1条、これは農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の定数の定めの変更や新たな委員制度が創設されたことから、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める旨の趣旨規定でございます。

続きまして、第2条は農業委員の定数を定めるものです。農業委員会等に関する法律施行令（昭和62年政令第78号第5条）の基準で10アール以上の農業者個人及び法人の基準農業者数が1,100人以下、並びに農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会の定数の上限は14人となっております。また、規制改革実施計画における見直し方針では、農業委員数については機動的な対応を可能とするため、現行の半分程度の規模にするとなっております。現行の数とは、改正前の選挙による委員と選任による委員の合計数、これが14人です。これらのことを考慮するとともに地域の均衡を見ながら検討した結果、農業委員の定数を8名以内としたものでございます。

続きまして、第3条、推進委員の定数の基準は農業委員会等に関する法律施行令第8条の規定により、農地面積100ヘクタール当たり1人とされております。当町の農地面積約1,300ヘクタールでございます。これらと地域の実情を考慮し推進委員の定数を12名以内としたものでございます。

続きまして、附則第1項、こちらは改正法にあわせて施行期日を平成28年4月1日とするものでございます。

附則第2項は、法の改正によって選挙制度が廃止されたことから、現行の選挙による委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。

附則第3項は、法改正により引用する条項が繰り下げられたことから、改正するものでございます。

附則第4項は、今回の法改正に伴い農地利用最適化推進委員が設置され新たに非常勤特

別職として加えることになり、報酬額を定める必要が生じたことから所要の改正を行うものです。

説明は以上です。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第56号から議案第63号までの8件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時30分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（井原正光君） 日程第11、議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第11、議案第64号から日程第16、議案第69号までの6件を議題とします。補足説明を求めます。

まず、議案第64号について、清水企画財政課長。

〔企画財政課長清水一男君登壇〕

○企画財政課長（清水一男君） それでは、議案第64号 平成27年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

6ページをお願いします。

第2表継続費補正につきましては、事業名が利根町固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託で、事業年度は平成27年度から28年度までの2カ年で、年割額は平成27年度が240万円、平成28年度が1,620万円でございます。このうち固定資産台帳整備業務につきましては、国の統一的な基準に基づいて発生主義及び複式簿記の考え方を導入した財務書類である貸借対照表等の作成・公表を行うために必要な情報を備えた固定資産台帳を整備するものでございます。

この固定資産台帳の整備につきましては、町が所有する公共施設及びインフラ資産であ

る道路、橋梁、下水道施設、公園などの全ての公共資産について、その資産ごとに取得価格、耐用年数、年間減価償却額など、ことしの9月に公表されました総務省標準ソフトウェアに対応できる固定資産台帳のデータの作成を行うものであります。

また、公共施設等総合管理計画策定業務につきましては、地方公共団体は厳しい財政状況が続く中、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることから、町が所有する全ての公共施設等の現状、課題を整理しまして、将来のあり方に関する基本方針を定め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行っていくため策定するものでございます。

この二つの業務の関連につきましては、先行しまして固定資産台帳の整備を行うことにより、全ての公共資産の情報が収集でき、その公共資産の情報に基づき公共施設等総合管理計画を策定することで、より効率的かつ効果的に業務を実施できることから、同時に作業を進めるため計上したものでございます。

このどちらの業務とも、国からの要請によりまして平成28年度までに整備が求められておりまして、整備に要する経費につきましては特別交付税措置が講じられているものでございます。

次に、第3表繰越明許費、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が都市再生整備計画事業、町道112号線道路改良事業でありまして、電柱移設先の用地交渉がおくれたため年度内に支出が終わらない見込みであるため繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第4表債務負担行為補正で、最初の議会会議録反訳委託から次のページになりますが防災行政無線保守点検委託までの15件の事業につきましては、平成28年4月から業務を実施したいため、債務負担を行うものであります。

期間としましては平成27年度から28年度までで、各事項の限度額につきましては記載のとおりでございます。

それと最後の小学校教育用パソコン賃借は、期間としましては平成27年度から32年度までで限度額は3,115万6,000円で、平成28年2月から業務を実施したいため債務負担行為を行うものであります。

次に、第5表地方債補正の、起債の目的が布川小学校児童クラブ新築事業債につきましては、限度額780万円を1,170万円に増額するものでございます。これは事業費に対する起債充当率の変更によるものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業債につきましては、限度額5,790万円を9,480万円に増額するものでございます。これは国庫補助金の社会資本整備総合交付金が、当初見込みより減額されて確定したため、その財源を地方債で充てるため増額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入についてご説明を申し上げます。

款12使用料及び手数料、目3農林水産業使用料の20万5,000円の増額は、節2文間地区農

村集落センター使用料及び節3利根東部農村集落センターの使用料で、当初予算で指定管理者の管理予定で使用料を除いた金額で運営委託料を計上しておりましたが、応募がなかったため町が運営することにより、新たに使用料を計上したものでございます。

款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金は648万2,000円を増額するものでございます。これは節1社会福祉費負担金で障害者福祉サービスの障害者自立支援給付費負担金と障害児施設措置費負担金において、サービス利用者が増加したことから、給付費の国庫負担分を見込んだものでございます。

次に、節2児童福祉費負担金で、保育所運営費負担金と施設型給付費負担金において、保育施設に通う児童数が増加したことにより、委託料及び給付費の国庫負担分を見込んだものでございます。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金の977万5,000円の増額は、節2児童福祉費補助金で、子ども・子育て支援交付金の創設によりまして保育緊急確保事業費補助金が統合されたことと、県補助金の放課後児童健全育成事業費等補助金と延長保育事業費補助金の補助率が3分の2から3分の1に変更されまして、その3分の1分が国庫補助金だったことによるものでございます。

目4土木費国庫補助金の3,647万3,000円の減額は、社会資本整備総合交付金の減額で、平成27年度の都市再生整備計画事業分及び防災・安全交付金分の事業費の確定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

款14県支出金、目1民生費県負担金は351万6,000円を増額するものでございます。これは節1社会福祉費負担金で、障害者福祉サービスの障害者自立支援給付費負担金と障害児施設措置費負担金において、サービス利用者が増加したことから給付費の県負担分を見込んだものでございます。

次に、節3後期高齢者医療費負担金は、後期高齢者医療の保険料軽減分として交付されるもので、本年度の負担金の決定によるものでございます。

次に、節4児童福祉費負担金は保育所運営費負担金及び施設型給付費負担金において、保育施設に通う児童数が増加したことから委託料及び給付費の県負担分を見込んだものでございます。

項2県補助金、目2民生費県補助金は1,677万9,000円を減額するものでございます。これは節4児童福祉費補助金の内訳としまして、放課後児童健全育成事業費等補助金の減額は、最後にあります子ども・子育て支援交付金の創設により統合されたものでございます。

次に、すこやか保育応援事業費補助金の増額は、子ども・子育て支援法の施行により対象範囲が拡大したことによるものでございます。

次に、延長保育事業費補助金と地域子育て支援拠点事業費補助金と次の一時預かり事業費補助金の減額につきましては、子ども・子育て支援交付金に統合されたものでござい

す。

次に、児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業費補助金の減額は、県の補助金交付要綱の改正によりまして、補助対象となる保育士の該当者がいないため減額するものでございます。

次に子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法により新たに創設された交付金で、これまでの子ども・子育て支援事業に係る各補助金が統合されたものでございます。

目3衛生費県補助金の6万9,000円の増額は、節1保健衛生費補助金で予防接種法施行令の一部改正により給付額が増額となったものでございます。

目4農林水産業費県補助金の3,837万6,000円の増額は、節2農業振興費補助金で農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び個人を支援するための新たな機構集積協力金交付事業に対して、全額補助されるものでございます。

節3水田農業対策費補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金の決定によるものでございます。

款16寄附金、目2総務費寄附金の3万円の増額は、節1がんばる利根町応援寄附金で、3件の寄附があったものでございます。

12ページをお願いします。

款17繰入金、目1財政調整基金繰入金の259万4,000円の増額は、今回の補正予算の財源に充てるために基金から繰り入れするものでございます。

目4後期高齢者医療特別会計繰入金の797万6,000円の増額は、平成26年度の療養給付費負担金の精算に伴う余剰分を特別会計から繰り入れするものでございます。

款19諸収入、目3雑入の6万6,000円の増額は、節3農業者年金業務委託金で交付金額の決定によるものでございます。

款20町債、目2民生費の390万円の増額は、布川小学校児童クラブ新築事業債の起債充当率の変更によるものでございます。

目4土木債の3,690万円の増額は、社会資本整備総合交付金事業債で社会資本整備総合交付金の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款2総務費、目1一般管理費の39万6,000円の増額は、節11需用費でコピー用紙等の消耗品の使用料がふえたことによるものでございます。

目5財産管理費の110万円の減額は、節13委託料で公共施設等総合管理計画等作成支援業務委託の350万円の減額は、来年である平成28年度に、ことし9月に公表されました総務省標準ソフトウェアに対応できる固定資産台帳のデータの作成を実施する予定でしたが、第2表継続費補正で説明しましたように、固定資産台帳の整備と公共施設等総合管理計画は同時に作業を進めることにより、効率的かつ効果的に事業を実施できることから、当初予算で計上しておりました公共施設等総合管理計画等作成支援業務委託を減額しまし

て、新たに利根町固定資産台帳整備及び公共施設等総合管理計画策定業務委託を継続費で補正しまして、平成27年度年割額240万円を計上するものでございます。

項3 戸籍住民登録費、目1 戸籍住民登録費の21万7,000円の増額は、個人番号カード交付事業で転入、転居などのカード記載事項の変更の届け出があった場合に、記載内容をカードに記載するためのカードプリンター導入委託料と、その使用料及び個人番号カード交付の際に本人確認のための顔認証システム用機器使用料を計上したものでございます。

次のページをお願いします。

款3 民生費、社会福祉総務費の84万7,000円の増額は、障害者福祉サービスのサービス利用者の増加に伴い、その経費を見込んだものでございます。

目8 介護保険費の114万3,000円の増額は、介護保険の介護予防生活支援サービス事業費及び一般介護予防事業費、介護給付費の増加による町負担分を特別会計に繰り出すために計上したものでございます。

目11 後期高齢者医療費の36万8,000円の増額は、平成27年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金が決定されたことから、特別会計に繰り出すために計上したものでございます。

項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費の283万9,000円の増額は、障害児施設措置費給付費で放課後等デイサービスの利用者の増加によるものでございます。

目2 児童措置費の51万6,000円の増額の内訳としましては、保育所委託料支給事業の増額は、保育施設に通う児童数が増加したことによるものでございます。

保育所補助金事業の減額の主なものにつきましては、次のページになりますが、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金で、子ども・子育て新制度により保育所委託費における公定価格の加算分として組み込まれたことによるものでございます。

次に、すこやか保育応援事業の増額は、子ども・子育て支援法により対象者が拡大されたことによるものでございます。

次の児童福祉施設（保育所）子育て支援体制緊急整備事業の減額は、県補助金交付要綱の改正により該当者がなくなったことによるものでございます。

次の施設型給付費支給事業の増額は、保育施設に通う児童数の増加によるものでございます。

目4 放課後児童健全育成事業費の108万3,000円の増額は、放課後児童対策事業で主なものは節7 賃金の増額で、利用者の増加により指導員等を増員するものと、節15 工事請負費の減額と、次のページになりますが、節18 備品購入費の増額につきましては、備品整備における国県補助金が活用できることから、工事請負費から備品購入費に組み替えたものでございます。

款4 衛生費、目1 保健衛生総務費の1万5,000円の増額は、平成26年度実績報告により母子保健衛生費等国庫負担金を返還するために返還金を計上したものでございます。

目2 予防費の19万3,000円の増額は、健康増進事業で平成26年度実績報告により感染症予

防事業費等国庫補助金を返還するための返還金を計上したものでございます。

次の予防接種事業は、予防接種法施行令の改正により給付額が増額されたものでございます。

目3 すこやか交流センターの49万4,000円の増額は、2階和室壁の傷みが激しいため補修工事を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、目1 農業委員会費の6万6,000円の増額は、農業者年金勧誘促進のための物品等の購入費を見込んだものでございます。

目3 農業振興費の3,766万円の増額は、機構集積協力金交付事業で、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域または個人を支援するため機構集積協力金を見込んだものでございます。

目4 水田農業対策費の71万6,000円の増額は、経営所得安定対策直接支払推進事業の事業費が確定したことによるものでございます。

目6 農村環境整備事業費の66万6,000円の増額は、集落センター運営事業で、利用時間の増による臨時雇人料を増額するものでございます。

款6 商工費、目2 商工振興費の15万2,000円の増額は、町内共通商品券販路拡大事業で、利用者アンケートの実施に当たって返信用の郵便局代金を切手から料金受取人払い方式に変更したことにより、封筒の印刷代と郵便局代金の差額を計上したものでございます。

18ページをお願いいたします。

款7 土木費の目2 道路維持費の215万4,000円の減額は、街路灯管理事業で街路灯改修工事の事業費が確定したことによるものでございます。

目3 都市再生整備計画費は財源内訳の変更で、国県支出金につきましては歳入で説明しました社会資本整備総合交付金の決定により減額するものと、地方債につきましては、その交付金の決定により地方債を増額したことによるものと、その他につきましては都市再生整備計画事業のうち緊急輸送道路に指定してあります町道112号線道路改良事業に、今年度末までの事業が対象となります復興まちづくり支援事業交付金基金を充てておりましたが、繰越明許費で説明しましたように、年度内に事業が終わらない見込みがあるため、この交付金の充当ができなくなったため財源を変更し一般財源にするものでございます。

款8 消防費、目5 防災費の1,219万円の増額は防災施設費で、主なものとしましては、節18備品購入費でMC A携帯型無線機は、災害発生時の連絡体制の強化を図るため、従来の無線機より通信範囲が拡大し複数で共同通信ができる無線機を購入するものと、避難所の寒さ対策及び夜間運営のための暖房機具及び照明機具を購入するものでございます。

この備品購入に当たりましては、先ほど目3 都市再生整備計画費で説明しましたように、緊急輸送道路に指定してあります町道112号線道路改良事業に、当初復興まちづくり支援事業交付金基金を充てておりましたが、繰越明許費で説明しましたように、年度内に事業が

終わらない見込みがあるためこの交付金の充当ができなくなったため、今年度末までの事業が対象となります。復興まちづくり支援事業交付金基金の事業として今回新たに補正したものでございます。

款9教育費、目3学校給食費の30万円の増額は、小学校給食維持補修事業で給食室や調理器具の修繕が多くなったため増額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款11諸支出金、目4がんばる利根町応援基金費の3万円の増額は、がんばる利根町応援寄附金として3件の寄附がありましたので積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（井原正光君） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後 1時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第65号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第65号 平成27年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足してご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業勘定と施設勘定がありまして、初めに、事業勘定からご説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、款8繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で1,150万円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源に充てるため基金から繰り入れをするものでございます。

次に、歳出でございますが、款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費で1,150万円を増額するものでございます。これは退職被保険者の療養給付費が当初見込み額より伸びたことによる増額でございます。

事業勘定の説明につきましては、以上でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正でございます。2件ございまして、一つは国保診療所医療事務業務委託でございます。これは診療所における医療事務を専門業者に委託して業務を行うもので、平成28年4月より実施したいため債務負担行為をするものでございます。

期間及び限度額につきましては、そこに記載のとおりでございます。

もう一つは国保診療所日常清掃業務委託でございます。これは診療所における日常清掃

業務を委託して実施するものでございまして、このことにつきましても平成28年4月より業務を実施したいため債務負担をするものでございます。

期間及び限度額につきましては、記載のとおりでございます。

以上が施設勘定の説明でございます。

議案第65号の説明につきましては、以上となります。

○議長（井原正光君） 次に、議案第66号について、鬼澤都市建設課長。

〔都市建設課長鬼澤俊一君登壇〕

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、議案第66号 平成27年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で304万円の増額となっております。これにつきましては、消費税額の確定に伴います財政調整分の増額となっております。

続きまして、歳出でございます。

款1下水道費、目2公共下水道維持管理費で304万円の増額でございます。これにつきましても消費税額の確定に伴い増額するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第67号について、蓮沼環境対策課長。

〔環境対策課長蓮沼均君登壇〕

○環境対策課長（蓮沼均君） それでは、議案第67号 平成27年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

2ページをお開き願います。

第1表の債務負担行為補正でございます。これは町営霊園環境整備業務委託でございまして、清掃、除草、樹木の剪定、害虫防除等の業務を平成28年4月より実施したいたための債務負担行為でございます。

期間としましては平成27年度から平成28年度までで、限度額は414万8,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第68号について、石塚福祉課長。

〔福祉課長石塚稔君登壇〕

○福祉課長（石塚稔君） それでは、議案第68号 平成27年度利根町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正予算は、平成28年1月から開始する新たな総合事業を含む地域支援事業費の増額によるものでございます。この総合事業は、介護保険法と利根町介護保険条例の改正により創設となり、このたび開始するもので、要支援認定者の介護予防サービスのうち通所介護（デイサービス）と訪問介護（ヘルパー訪問サービス）を保険給付費から地域支援

事業費に移行することに伴うものでございます。

また、1月から総合事業を開始しますが、移行前の介護予防に関する訪問介護と通所介護に係る支出も想定されますことから、この補正で減額せず地域支援事業費に上積みした形で計上しております。

それでは6ページをお願いいたします。

初めに歳入でございますが、地域支援事業費の増額に関連する財源といたしまして、それぞれの法定給付割合に応じ、款3国庫支出金228万8,000円、款4支払基金交付金264万5,000円、款5県支出金114万3,000円、款6繰入金、項1一般会計繰入金114万3,000円、次の7ページですが、項2基金繰入金の192万7,000円の、総額914万6,000円を増額するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款3地域支援事業費、目5生活支援体制整備事業費は1万9,000円の増額でございますが、これは高齢者の在宅生活を支えるため、必要な生活支援サービスとなる資源開発やネットワークを進める協議会の運営に係る事務経費の計上でございます。

続きまして、項3、目1介護予防・生活支援サービス事業費の400万円でございますが、第1号訪問事業費として120万円を新たに計上するもので、これは総合事業開始に当たり、これまで要支援者が利用している介護予防訪問介護（ヘルパー訪問サービス）から移行する分でございます。

次の新たな第1号通所事業費280万円につきましても、介護予防通所介護（デイサービス）から移行分として新たに計上するもので、総合事業のサービス事業費として国保連合会に支払うための事業費でございます。

次の目2介護予防ケアマネジメント事業費の69万6,000円でございますが、前目の新たな介護予防・生活支援サービス事業の利用者に実施する介護予防支援計画書作成サービス調整、評価などを行うマネジメント費用として計上するものでございます。

次の8ページから9ページにかけてでございますが、項4、目1一般介護予防事業費442万円の増額でございますが、介護保険法の改正により二次予防事業、一次予防事業から一般介護予防事業に移行した事業に係る費用を計上したもので、これは新しい総合事業実施に伴い、保健福祉センターが受け皿となり行う高齢者の運動機能向上と認知機能向上などの介護予防事業の充実を図るため、運営に係る人件費や設備費を見込んだものでございます。

続きまして、項5その他諸費の目1審査支払手数料の1万1,000円でございますが、総合事業費請求書のレセプトを国保連合会が審査した際の手数料を新たに計上するものでございます。

○議長（井原正光君） 次に、議案第69号について、大野保険年金課長兼国保診療所事務

長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長大野敏明君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（大野敏明君） それでは、議案第69号 平成27年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

4ページと5ページをお願いいたします。

初めに、4ページの歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金、目3保険基盤安定繰入金で36万8,000円の増額でございます。これは平成27年度の後期高齢者広域連合納付金に係る保険基盤安定基金負担金の額が決定されたことによりまして、その増額分を一般会計から繰り入れ、増額するものでございます。

次に、款5諸収入、項3雑入、目4雑入で797万6,000円の増額でございます。これは平成26年度の後期高齢者医療における療養給付費負担金が確定したことにより、町負担納付金の超過金が後期高齢者医療広域連合から交付されるものでございます。

次に、5ページの歳出でございますが、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金で36万8,000円の増額でございます。これも歳入で説明しましたが、平成27年度の後期高齢者広域連合納付金に係る保険基盤安定負担金の額が決定されたことによりまして増額するものでございます。

次に、款3諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金で797万6,000円の増額でございます。これも歳入で説明しましたが、平成26年度の後期高齢者医療療養給付費負担金が確定したことによりまして町負担納付分の超過金が後期高齢者医療広域連合から交付され、その超過金を一般会計に戻すものでございます。

議案第69号の説明につきましては、以上でございます。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第64号から議案第69号までの6件については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（井原正光君） 日程第17、議案第70号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

補足説明を求めます。

岩戸学校教育課長。

〔学校教育課長岩戸友広君登壇〕

○学校教育課長(岩戸友広君) 議案第70号 利根町教育委員会委員の任命につきまして、補足してご説明申し上げます。

この案件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

利根町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、同意を求めます。

- 1 住 所 利根町大字布川253番地347
- 2 氏 名 村上盛一
- 3 生年月日 昭和28年10月26日

その他の略歴等につきましては、お手元の参考資料をご参照いただきたいと思います。
以上で説明を終わります。

○議長(井原正光君) 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第70号については、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の12月14日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井原正光君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長(井原正光君) 日程第18、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題とします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

五十嵐辰雄議員。

〔11番五十嵐辰雄君登壇〕

○11番(五十嵐辰雄君)

「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

請願者住所氏名 茨城県土浦市港町3-25-15 日本の青少年の健全育成を推進する会
代表 木本信男

紹介議員氏名 五十嵐辰雄 新井邦弘

それでは請願の趣旨、理由を申し上げます。

明日の社会を担う青少年の健全育成は、すべての国民の願いであります。

しかしながら、今日我が国の相継ぐ少年の凶悪事件等にみられるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しています。その要因として、頻発する児童・幼児虐待事件等に象徴される家庭の崩壊、また倫理・道徳教育を排し、人格形成の場としての役割を果たしてこなかった学校の問題(文部科学省 道徳教育の充実に関する懇談会報告)が指摘されています。とりわけ、地域社会においては、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック誌等をはじめとする、性産業の氾濫、テレビの有害番組の問題等に加え、

インターネット・携帯電話等の情報通信の発展とともに新しい有害環境の出現も指摘されています。この社会の現状を見ると、青少年の荒廃は、我々大人が「青少年を見守り支援し、時に戒める」という義務を果たさなかったゆえの結果と言わざるを得ないのであります。

これらの問題に対して、各都道府県の「青少年健全育成条例」が対処し、一定の効果は上げてきましたが、インターネット通信が都道府県をまたいでいること、規定が都道府県で異なることなど、今日では、その限界性が指摘されております。今、求められているのは、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守る為の国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにし、これによる一貫性のある、包括的、体系的な法整備であります。

特に「健全な青少年は健全な家庭から育成される」という原点に立ち返り、「家庭の価値」を基本理念に据えた、「青少年健全育成基本法」の制定が必要であると考えます。

以上の理由で、貴議会におかれましては、国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出してください。

○議長（井原正光君） 説明が終わりました。

お諮りします。

本請願の取り扱いについては、会議規則第92条第1項の規定により、厚生文教常任委員会に付託し審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

厚生文教常任委員会におかれましては、十分なる審査の上、本定例会最終日に結果の報告をされるようお願いいたします。

○議長（井原正光君） 日程第19、利根町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定による選挙であり、選挙管理委員長から現在の委員4名及び補充員4名が本年12月31日をもって任期満了となる旨の通知があったことから、委員及び補充員それぞれ4名を議会において選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

初めに、選挙管理委員会委員の指名を行います。

利根町選挙管理委員に、利根町横須賀755番地、篠崎 達氏、利根町四季の丘2丁目8番地2、渡辺 譲氏、利根町押戸1290番地1、川村典男氏、利根町羽中570番地2、羽生 榮氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した篠崎 達氏、渡辺 譲氏、川村典男氏、羽生 榮氏が利根町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

利根町選挙管理委員会補充員に、外丸節夫氏、高須久雄氏、山岡詔二氏、藤後邦夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した4名の方を利根町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました外丸節夫氏、高須久雄氏、山岡詔二氏、藤後邦夫氏が利根町選挙管理委員会補充員に当選されました。

続いて、補充の順序についてお諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井原正光君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

なお会議規則第33条第2項の規定による告知につきましては、当選者が議場におられませんので、別途文書により告知いたします。

○議長（井原正光君） 日程第20、議員派遣の報告を議題とします。

本件については、お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第127条の規定により議員を派遣したものであります。

ここで去る11月10日、阿見町総合保健福祉会館において平成27年度県南町村議会議員大会が開催され、10名の議員が出席をいたしました。

出席議員を代表し、石山議員から報告をお願いします。

〔3番石山肖子君登壇〕

○3番（石山肖子君） 平成27年11月10日に阿見町総合保健福祉会館大会議室において行われました県南町村議会議長会主催の平成27年度県南町村議会議員大会について、報告いたします。

当日は会長、開催地町長挨拶の後、県南町村議会議員大会宣言、決議が承認されまして、続きまして、明治大学政治経済学部教授の牛山久仁彦氏による「地方創生と自治体議会の役割」と題しました講演を聴講する機会をいただきました。

牛山久仁彦氏は全国町村議会議長会の議会活性化研究会、今後の町村議会のあり方と自治制度に関する研究会、双方の委員を務められてきました。内容は次の5項目でした。

1、自治体議会の現状、2、地方分権で拡大する自治体議員の責任、3、注目される議員のあり方、4、人口減少社会と地方創生、5、地方創生で問われる自治体議会の役割、特に4項目めの人口減少社会と地方創生についての説明では、人口問題は今後の日本にとって重大な重荷であることを再認識いたしました。

地方創生の基本的観点として①東京一極集中の是正、②若い世代の就労、結婚、子育ての実現、③地域の特性に即した地域課題の解決の3点を挙げられました。

さらに総合戦略の策定と議会の役割について、市町村の具体的な施策が重要であり、議会の基本的な機能である民意集約、政策形成、行政チェックが地方創生ではますます重要であると述べられました。

牛山久仁彦氏の説明では、自己決定、自己責任の政治システムが確立されることが基本であり、議会をめぐる法制度の環境整備とサポート体制の確立が望まれる。さらに、地方創生の主役である自治体が地域に即した戦略策定を行えるよう、議員は住民の声を吸い上げ、地方分権に対応した議会機能実現を目指してほしいとのことでした。

地方自治体の二代表制の本来の姿として、条例、法令策定を初め、政策形成に取り組む自治体、議会がこれから望まれていくこと、地域の課題を地域で解決するための政策を熟議をして決めることが地方分権が成功する鍵であるとも述べられました。

地方自治においては、高い政策形成能力を持った自治体行政を行うため、民意を反映した熟議によって政策を磨き上げる自治体議会、そして協働の理念のもと、自助・共助を担う自治体住民、これらによる協働型自治体経営が求められていることを再認識いたしました。

以上で11月10日の県南町村議会議員大会に参加した報告を終わります。

○議長（井原正光君） 報告が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

明12月9日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分散会